

第一に基礎自治体優先という原則が掲げられております。即ち身近な行政は全て市町村に担っていただくということであり、市町村ができないものは都道府県、都道府県ができないものは国がやる。そういった原則をまず打ち出されております。そうしますと、まず、市町村が、行政の最前線で問題解決をしていた、ということが必要になってまいります。

それともう一つ、地方分権推進委員会で大方向が示されております。地方政府の確立を目指すということ、自治行政権、自治財政権、そして自治立法権、この三つを備えた地方政府、これは市町村も地方政府ということ、確立を目指していくということになります。そのためには、やはり自由度を拡大しなければいけません、一方、市町村の自由度、意思決定の自由度を広げていきますと、当然そこには責任が伴います。即ち自己決定、自己責任の原則にふさわしい体制整備をこれから市町村に行っていた、だいたいということになるかと思っております。

こういった自己責任という自覚を持って、是非合併についても考えた、だいたいと思っております。そして、先程、大森先生が最後にご質問でお答えになっておりましたけど、自己責任と言うと、結局、責任は誰が取るかということになりますと、やはり住民が取るようになります。そうしますと、住民に対して十分に色々な情報が開示されているということが非常に大切であります。そういった意味で重要な財政健全化法というものが今年度の国会で成立いたしました。この法律に基づきまして、一般会計だけでなく公営企業会計でありますとか、あるいは外郭団体の会計も含めた連結決算により、色々な財政の情報を四つの指標に集約します。それを全国で出して、情報開示をしていく。こういうふうな全国で比べられるようになりますと、自分達のまち、市の財政状況が一目で分かるようになります。そして、この法律の、情報の指標の部分につきましては一九年度決算、今年度決算から適用されます。即ち来年の秋にはそれぞれの市町村の財政状況というものが一目で、全国の中でどれぐらいの位置にあるのかということがすぐ分かるようになります。それはやはり是非住民にもお知らせいた、だいて、四つの指標でありますので住民にも分かりやすく比較しやすいものです。そういったところで自己責任が求められてくる訳でございます。

そういうことも含めまして、地方分権にふさわしい基盤づくりということを是非この機会に考えていただきたい。その場合に合併は大きな選択肢の一つではないかと考えております。以上でございます。

【土谷】 ありがとうございます。国は強制してはいないけれども、重要な選択肢、だということでございます。それで、奈良県内の市町村の状況について、滝川副知事からお願いしたいと思います。

【滝川】 まず最初に、先程の平尾市長さんのお話の中で、合併というのはまさにまちづくりの問題なんだということをお聞かせいただきまして、全く同感でありますし、まさにそういう立場、そういう観点から我々も議論を深めていきたいと思っておりますし、またそれぞれの市町村、地域において議論していただきたいなということをまず申し上げたいと思っております。

県内の現状なんですけれど、これは、今日、このシンポジウムにご参加いただいている皆さんには、改めて私が総括をする必要も無いと思っておりますが、いわゆる合併特例法の旧法下では、合併協議に参加された市町村が四七のうち三七ございました。しかし、結果的に一、二市町村が関係をされて四つの地域で合併が成立しただけということでありまして、

特に今の状況で私どもが非常に心配しておりますのは、一つには一万人未満、とりあえず一つの区切りで一万人と言っていますけれど、一万人未満の小規模町村が町村の中で一八も残ってしまったままです。あるいは町村全体の人口

を平均してみても一万一、〇〇〇人しかありません。そういう意味で、下は数百人、一、〇〇〇人、二、〇〇〇人の村から一、万何千人というまちが沢山あるというのが今の奈良の現状であります。

何が困るのかということでありまして、今日は時間もありませんので福祉の分野に限って幾つか例を申し上げたいと思っておりますが、例えば県では、福祉関係あるいは子供の居場所づくりであるとか健全育成のために毎年色々なメニュー、これは国のメニューに載っている場合もあるんですけど、高齢者、障害者あるいは子供の福祉であるとか、子供の育成のための色々な事業を新しく考えて出しています。

ところが、事業には国の補助金が付いている場合が多いんですが、これは新しいメニューを毎年毎年、ちよつと手を替え品を替えやるといふ側面もあるんですが、これをやりたいといふて手が挙がってくる市町村というのは毎年、率直に言ってしまうと似たような顔ぶれで、同じようなところが手を挙げて来られる訳です。そうすると、そういうところ以外では子供の放課後対策の必要がないのかとか、お年寄りの福祉について町として独自にやることはないのかとか、福祉と、そんなことは決してあり得ない訳でありまして、福祉



パネリスト 奈良県副知事 滝川 伸輔 氏

1964年兵庫県生まれ。
1987年東京大学法学部卒。旧自治省に入省。
鳥取県総務部市町村課長・財政課長、通商産業省基礎産業局総務課長補佐、自治省税務局企画課長補佐、内閣府経済財政・予算編成の基本方針担当参事官補佐などを経て、
2003年奈良県総務部長。
2007年7月より、奈良県副知事。

パネルディスカッション『市町村のあり方を考える～地域が主役のまちづくり～』

部の話を聞きますと、結局元々義務的にやらなければいけない福祉の諸サービス以外に新しい取り組みがあるのであれば、是非、よそに先んじてうちの町やうちの市でやってみたいということをごらるからお考えになったり、情報収集をしたり、いざ県から働きかけがあったときに新しい仕事をやってみようというだけの普段の余裕、職員さんの能力とか体制を含めて、新しいことをやってみたい、やれるという市町村が、実は今、極めて限定されてしまっているのではないかと心配を持っています。

あるいは別の例でいいますと、配布させていただいた市町村合併のパンフレットの四ページに、市町村の色々な体制の例を挙げてありまして、ここでは介護保険を担当する職員の数を挙げています。端的に言いますと、小さい村になると介護保険専門の職員さんはもちろんおられません。

この方々は大体、高齢者福祉全般とか、子供の福祉も、障害者福祉も、場合によっては国民健康保険も介護保険も全部一人でやっておられるところがあります。それから、人口二、三万人のまちになりますと、介護の専門職員が二人か三人ぐらい置いて、ただし認定審査会は自前で到底やれないものから広域的に共同でやっている。人口一〇万ぐらいになると、認定と普段の保険の実務を合わせて一〇人ぐらいの体制が取れます。本当にこれでどこの市町村でも介護保険はちゃんと運用が出来るのかという心配を非常に持っています。

こういう話をしますと、後でまたお話ししますが、いやいや、やっぱり町や村のように小さい方が職員さんが親身になって話を聞いてくれるから良いんだという声をよくお聞きします。確かにそういう側面はあると思いますが、問題は、例えばおばあちゃんや子供を抱えている世帯のお話を聞いて、親身になって、なるほどそうだな、お話の理屈の上でも、感情の上でももっともだ、何とかしてあげたいと職員さんがお思いになって、果たして二人で介護保険の仕事を全部やっている町村で、その思いを仕事として実現することが出来ているのかということについて県として一番心配しています。

こういう中から、先程大森先生も触れられましたけれども、要するに規模が小さくて仕事を処理する上でどうにもならない町村においては、その仕事が出来ないんだっつら県にさせたらどうだという議論が出て来ようというものは、やっぱりそれだけの実態があるのではないかとということでもあります。

先程平尾市長さんもおっしゃったように、そういうところから始まって、まちづくりというのはいろんな側面がありますけど、まさに住民の皆さんからこういうふうにしてほしい、それは単に今ある補助金を持って来てくれとか、道をこうしてくれというだけじゃなくて、住民の皆さんの暮らしの中で困っておられることをちゃんとお聞きになって、問題として練り上げて対策を行政として考える。そのためには、やはりそれなりの組織としての規模があって、人数があつて、議論するだけのゆとりがあつてということでないといふ、本当の意味でのまちづくりというのが今後出来ない。やれるのはせいぜい国の法律で義務としてやりなさいと言われるものが出来るか、それすら適正に処理出来ないかという瀬戸際に立っておられる市町村が沢山あるのではないかとというのが私共の議論の出発点であり、また、究極のところ、解決を目指しているのはそういうことであるということを変更して確認をさせていただきたいと思えます。

【土谷】どうもありがとうございます。一通りご意見を頂戴しましたが、分権型社会では市町村の力量が問われるというところはどうも間違いなさそうでございます。

そして、市町村の将来を語るに当たって避けることの出来ない問題、平成の大合併と言われる全国的な市町村合併の取り組みについて、これからお話をいただきたいと思えます。

ご存じのように旧法と言われる合併特例法のもとで、大森先生からご紹介がありました、市町村数が三、二二二から一、八二二に減り、減少率は四三・七％です。皆さん、色々な資料でご覧になっておられますでしょうが、本県におきましては減少率が一七％減少に留まっている訳で

あります。率を競うという訳ではないんですけど、あまりの差に愕然としてるところであります。

私、審議会の会長でありますから、審議会の非力というところも少しは責任があるかと思っております。例えば一万人未満の市町村の減少率も全国が六七・二％の減少ですから大体三分の一になっているんですが、奈良は二五％減っただけということでもあります。審議会における意見を聞いておきますと、大変交通不便で合併が出来ないとか色々な理由が出てきます。本県の特殊事情かなと思います。全然違う資料で、今日の日経新聞、地上デジタル難視聴地域の世帯数というのを見ますと、奈良県は一、三〇〇世帯なんです、全国には和歌山二万四、〇〇〇、鹿児島一万一、〇〇〇、栃木一万一、〇〇〇、岐阜一万二、〇〇〇とか、難視聴世帯が一〇倍くらい多い県が幾つもある訳です。そんな県で合併がどんどん進んでいるということでは、地域特性というのでも合併をしないことのエクスキューズにはならないのではないかと感じもいたします。

合併審議会の究極の意見をご紹介しますと、合併には市町村長、首長のリーダーシップが絶対必要であると。それから、同じように各市町村が責任を負っているのではなしに、誰が見ても中心にならなければいけない市町村は、やはりそれだけの責任があるのではないかと。自分のところの意見だけでは駄目ではないか、その地方を何とかするという責任があるのではないかと。それから、県へは、先程ありましたけれど、県がもっと積極的な関与をしないと駄目なのではないか。それからもう一つは、当然、財政支援でございます。そんなところが審議会のご紹介でございます。

それでは、県下の合併は旧法のもと、どうして鈍かったのか、そして、旧法で合併をされた四市の合併の効果、どのような分析評価になっておられるのかというところから、旧法時から奈良県の市町村合併に随分ご苦労いただきました滝川副知事に、もう一度お聞かせいただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

【滝川】まず、合併された四つの市にアンケートを昨年や



りました。その中で、効果、課題について、これは市当局の捉え方ということになりますが、当然そこには住民の方の声も反映された形でお答えをいた、たいています。

まず効果なんです、やっぱり一番多かったのは、サービスの高度化、多様化ということであり、先程お話ししたこととも関連しますけれど、例えば福祉関係の心理判定員とか、家庭相談員とか、母子自立支援員とか、あるいは保健師さんも、従前はなかなか単独で設置できなかったのが、きちんとした人数を確保できるようになったとか、あるいは保育士の人事交流が出来るようになったとか、そういう効果がやっぱり一番大きいというお答えです。

それから、二番目に多かったのは住民の利便性の向上ということでした。住民の利便性については裏腹、両方あると思います、特にこれは、多くのところで合併前の旧町

村単位の支所を皆さん残しておられますので、結果的に市の区域の中での通勤があったり、通学があったり、最寄りの駅に出る都合があったりする、そういうことだと思いがすが、サービスを受けられる拠点が離れたとか、健康診断のメニューが増えたとか、あるいは体制が大きくなることで土曜日の開庁も出来るようになったとか、そういう意味での住民の利便性向上というご意見もありました。もちろん課題としては、本庁が遠くなったという声はもちろんございます。

三つ目は、行財政の効率化という点でありまして、これは分かりやすい話ですので解説は要らないと思えますけれど、人件費、物件費、あるいは給食センターとか、電算のシステム化、今、非常にコンピューター関係の経費は市町村財政を圧迫しているんですけれど、そうしたものが効率化できたというご意見が多くございました。

一方で、課題については行財政運営面、特にやはり組織統合に伴う内部の調整がまだまだこれからというのが最大のお答えでありました。ただ、このことについては、これは住民さんとの関係ももちろんありますけれど、やはり今後とも行政や議会も関係するかも知れませんが、むしろ行政側、市役所側の内部の努力で頑張っていた部分が大いのではないかと考えております。

二番目に多かったお答えは、住民負担なりサービス水準についての課題であります。特に水道とかごみの料金を統一するために、例えば値上げが必要になったということがございます。ただ、これについては、大森先生の話の中にもありますが、今の財政環境の中で、全体としてスケールメリットで効率的にやりつつ、どこまで負担をいた、たいて料金、住民負担、あるいは税金、どういうバランスでやっていくかという問題は単独でも、合併しても、いずれにしても直面する問題ですので、ある意味でその問題が早く顕在化したのかなと思っております。

コーディネーターに振られた二つ目の話題で、これは私自身ずっと総務部長として合併問題を担当しておりましたので非常にお話しするのがつらい部分がありますが、そう

いう問題があったり課題が分かっているながら、何故合併が進まなかったんだろうということでもあります。この点については、個々には色々なことがあるんですけど、今後の議論を深める上で反省すべき点ということで、敢えて幾つかに絞って短くお話をしたいと思います。

合併協議に入りながら、結局、不調に終わったというのは、表面的に言うとき大きく二つございまして、一つは個別の調整事項です。それは水道の問題であったり、市町村の名前であったり、庁舎の位置であったりするんですけど、そうした問題がございまして、ただ、その中で将来のまちづくりのビジョンについては比較的少なかったように思います。もちろん中にはそういう問題がありました。村づくりの将来ビジョンの位置付けが新市の中でははっきりしないということも理由にされて成らなかったケースもありまして、総体として言うとき、まちづくりのビジョンや地域の個性が合わなかったというよりは、どうも個別の論点のところ、折り返えず、解消出来なかったケースが多かったのではないかと。

二つ目は、次元の違う話なんですけれど、やはり住民投票をやった結果、反対が多かったのもう出来ません、ギブアップという現象が非常に多かったと思っております。特に合併後に、あるいは現時点で地域において中心的存在を占めておられる団体において住民投票をやった駄目だったので、もう出来ませんというギブアップが多かったように思います。

ただ、これについては、早い段階で合併が成立した葛城市においては、二町で住民投票をされて、片一方では、僅差で合併反対の方が多かったけれど、そこから再度、両町の町長さん、議会をはじめとして、もう一度、集落をお回りになって色々な議論をやった上で合併が成立しました。本当に當麻の町長さんなどは、まさに命をかけておやりになったということだと思いますが、そういう事例もあつただけに、我々からしますと、住民投票で全て決まってしまうということはどうだったのかなということをおま